

令和4年第12回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年12月9日(金) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 場 所 菊池市役所 2階「204会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 9番/西口陽二郎
10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠
18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 8番/高山悦子、16番/中山真由美、17番/青木孝博
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 坂本健誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 あっせん登録申出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条許可申請について
議案第4号 農地法第5条許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
議案第6号 非農地証明願について
報 告 ①許可不要転用届出について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、議席番号8番の高山悦子委員、議席番号16番の中山真由美委員から欠席の届出がっております。また、議席番号17番の青木孝博委員につきましては、ご承知のとおり、先般、火事がありまして、本人からの欠席届出はあっておりませんが、各委員さんのご了承のもと、欠席扱いとさせていただきます。そういうことで、

19名中、16名の農業委員さんに出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第12回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号9番／西口陽二郎委員と議席番号10番／高木洋一委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案の説明に入ります前に、昨日、農地法第3条において、1件、取り下げがありましたので、議案の修正をお願いします。担当の方から説明しますので、よろしくお願いいたします。

事務局) 別紙でお配りしておりますが、農地法第3条で12月8日に別紙のとおり取下書が提出されました。議案書の7ページです。使用貸借権設定のところになりますが、借受人が病気になり、耕作することが出来なくなったとのこと。そういうことで、農地法第3条の使用貸借権設定1番については、削除願います。

事務局長) 議案第1号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。2ページをお開きください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の米村委員より、ご意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。この方は、ごぼうを主に作付けされております。また、水稻もされており、大規模に農業をされている方です。何ら問題はないかと思えます。

皆様方のご審議の方をよろしく申し上げます。

会 長) ただ今、あっせん登録申出につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第2号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。3ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転8件、賃貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。4ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。譲渡人は、この農地の隣に家があって、野菜等を作付けされておりましたが、事故にあって、ここに住まわれなくなり、住所を移されております。譲受人の奥さんの実家であったため、相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の2番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。12月6日に推進委員と一緒に現地を確認しました。場所は、菊池北中より直線で北に約1.5kmのところですか。日当たりのいい高台です。譲渡人の方が熊本市に住んでおられ、農地の管理が出来ないということで、相互合意による売買です。譲受人は、ここに栗を植えるとのことですか。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。譲渡人が県外の方で、農地の管理を地元の方々がされておりましたが、農地の管理が出来ないようになったことからの、相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。譲渡人は、農業はしたくないということで、譲受人と話し合いにより売買が成立したようです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5ページをお願いします。5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12 番の吉良です。担当の中山委員が欠席のため、代読します。親子間の贈与です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の 6 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。譲渡人と譲受人は、ご兄弟です。譲受人は、米と野菜を耕作されている農家です。譲渡人は、熊本市にお住まいで農地の管理が出来ないということでの売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の 7 番と 8 番は関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局) 7 番と 8 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7 番と 8 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14 番の坂本です。12 月 6 日に推進委員と現地を確認しました。譲受人は高齢のため、娘さん夫婦と一緒に、この農地に柿と栗を作っていくとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6 ページをご覧ください。賃貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15 番の松岡です。貸付人、借受人、相互合意による賃貸借です。何ら問

題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の、2番について説明をお願いいたします。

事務局) 次に2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9番の西口です。相互合意による賃貸借で、場所は、清水公民館から東に約400mのところですか。借受人は、この農地には、水稻を作付けされるとのことです。何ら問題ないかと思われまふ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第3号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。8ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、1番について説明をお願いいたします。

事務局) 9ページをご覧ください。1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から南西に約2kmの位置にある農地です。県道植木インター菊池線から南に約30mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる農地であることか

ら、第2種農地になりますので、転用は可能です。転用目的は、共同住宅です。位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。個人が、共同住宅で、18戸入居とのこと。飲料水と生活雑排水は、市の上下水道施設を利用されるとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第4号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。10ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転7件、使用貸借権設定1件、地役権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) まず、議案の訂正をお願いします。13ページをお願いします。使用貸借権設定1番の備考欄に始末書添付と記入願います。次に、14ページの地役権設定の1番の備考欄に始末書添付と記入願います。それでは、土地の所有権移転の1番です。11ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に

約900mの位置にある農地です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第3種農地になり、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。〇〇〇〇関係で、31区画の宅地分譲をされるとのことです。市の上下水道を利用されるとのことです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に2番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約2.9kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。譲渡人が、農地の管理が出来ないため、このような形になったとのことです。共同住宅で、3棟の24世帯とのことです。何ら問題ないかと思われまます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に3番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約2.3kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。場所は、〇〇ホテルから東に約 150m のところです。2 筆あります。ここに共同住宅で 3 棟建てられ、24 世帯です。何ら問題ないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 4 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の 4 番です。12 ページです。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約 1.1 km の位置にある農地です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第 3 種農地になり、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。場所は、〇〇〇〇病院の東側で、国道 387 号線沿いです。共同住宅で 18 戸入居とのこと。上下水道は、市の施設を利用されるとのこと。何ら問題ないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 5 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の 5 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南に約 2 km の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。場所は北消防署から西に約 50m のところです。国道を挟んだところです。この土地に 2 棟の建売住宅を建てるとのことです。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 6 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の 6 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から西北西に約 400m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13 番の徳永です。譲受人は、この土地の近くで空調の設備会社を営まれており、事業拡張に伴い、作業場の拡張や駐車場の拡張を行われるものです。生活雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透で、地元区長さんから排水同意もとられております。また、隣接者の同意書もとられております。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 7 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の 7 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から東南東に約 200m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。場所は、菊池農業高校から東に約 200m のところです。駐車場が不足することによる申請です。排水計画は、駐車場なので、自然浸透です。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 使用貸借権設定の1番です。議案書は13ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から北に約1.6kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、1/2を超えない既存の施設の拡張に該当するため、転用は可能です。なお、既に、U字溝の水路が設置してあるため、始末書が添付されております。

位置図については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

古庄正治委員) 19番の古庄です。12月6日に丸山会長、推進委員、事務局とで現地を確認しました。貸付人と借受人は、夫婦で、娘夫婦と同居することから住居の増築を行うとのこと。なお、既にU字溝の水路が設置してあるため、始末書が添付されております。給水はボーリングによる給水、排水は、市の下水道を利用されるとのこと。雨水は、既設水路に放流とのこと。また、排水同意もとられております。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に地役権設定の1番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 地役権設定の1番です。議案書は14ページです。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北北東に約1.2kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、1/2を超えない既存の施設の拡張に該当するため、転用は可能です。

位置図については、スクリーンをご覧ください。

図の上の住居の人が家に入るために通路を設けるものです。

一般的には賃貸借権設定が多いのですが、賃貸借権では貸付人はその土地を使用できませんが、申請の地役権設定では土地を提供した人も使用できます。

隣接する2人が親戚で、2人で通路を使うため地役権設定となっています。

次に、現況写真をご覧ください。

なお、既に通路として使っているため、始末書が添付されています。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。場所は、泗水の〇〇歯科から南に約 100m のところです。今回は、通行で使用のため、地役権設定を行うものです。なお、通行するため既に生コンを打設していたため、始末書が添付されております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 5 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第 5 号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。15 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、森委員から早退の申し出がっておりますので、所有権移転の 18 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 16 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定 12 件、中間事業による賃借権設定が 7 件、使用貸借権設定 1 件、所有権移転が 19 件となっています。今回、所有権移転が 19 件と多いですが、5 番から 14 番までの 10 件は、七城北部地区の基盤整備事業の従前地売買に伴うものです。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。22 ページをご覧ください。18 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

会 長) 18 番について、担当委員さんからの意見ををお願いします。

森政喜委員) 18 番の森です。所有権移転をする者は、県外にお住まいで、所有権移転を受ける人は泗水町にお住まいの方です。永年にわたり借入れをされておりましたので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議方よろしくをお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 18 ページです。1 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番について、担当委員さんからの意見ををお願いします。

高木洋一委員) 10 番の高木です。12 月 6 日に推進委員と一緒に現地を確認しました。場所は、旧河原小学校の運動場に接続するような場所のところですか。所有権の移転を受ける者は、畜産農家で、飼料作物を作付けされております。何ら問題ないかと思われまます。皆様方のご審議、よろしくをお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の 2 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては議案書記載のとおりです。こちらは、贈与になります。

会 長) 2 番については、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。今回、贈与ということで、ここは、元々お茶畑で、貸し付けてありましたが、お茶の方も非常に厳しいということで、返還されておりました。所有権の移転を受ける者も面積的に多いと言われておりましたが、農協とも話し合いながら宮本推進委員と一緒に耕作の在り方を手伝って行くということで話を進めております。所有権の移転を受ける者は、非常にまじめな方なので何ら問題ないかと思われまます。皆様方のご審議、よろしくをお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の 3 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番について、担当委員さんからの意見ををお願いします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。所有権の移転を受ける者は、以前からこの農地を耕作

されており、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、親戚関係で、つれあいさんが亡くなられたことにより、買って欲しいということで売買が成立したということです。何ら問題ないかと思われます。皆様方のご審議、よろしくお願ひします。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願ひいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 4番について、担当委員さんからの意見をお願ひします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。12月6日に推進委員と現地を確認しました。所有権の移転を受ける者は、所有権を移転する者の農地の隣を耕作されており、現在、和牛繁殖をされております。今回、規模拡大により売買が成立したようです。何ら問題ないかと思われます。皆様方のご審議、よろしくお願ひします。

会 長) それでは、所有権移転の5番から14番については、関連しておりますので一括して説明をお願ひいたします。

事務局) 5番から14番です。七城北部地区の基盤整備事業に伴う従前地売買になります。18ページから21ページです。筆数は18筆です。所有権の移転を受ける者は6名、所有権を移転する者は8名、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。なお、所有権の移転を受ける者は、認定農業者、あるいは、あっせん候補者名簿に記載されている方になります。

会 長) 5番から14番について、担当委員さんからの意見をお願ひします。

古庄正治委員) 19番の古庄です。12月6日に推進委員と現地を確認しました。事務局から説明がありましたとおり、5番から14番は、圃場整備に伴う従前地売買です。お互いの要望による所有権移転です。それぞれの農地には、水稻、麦、野菜、飼料作物等を耕作されるとのことです。何ら問題ないかと思われます。皆様方のご審議、よろしくお願ひします。

会 長) それでは、所有権移転の15番について、説明をお願ひいたします。

事務局) 15番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 15番について、担当委員さんからの意見をお願ひします。

古庄正治委員) 19番の古庄です。12月6日に推進委員と現地を確認しました。これもお互いの要望による所有権移転です。場所は、高田公民館から北西に約300mのところ。この農地は、所有権の移転を受ける者の農地に近いところにあります。また、この農地には、水稲を作られるとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様方のご審議、よろしくお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の16番について、説明をお願いいたします。

事務局) 16番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 16番について、担当委員さんからの意見ををお願いします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。これは、所有権を移転する者から農業委員と推進委員にこの10筆について、話をもち掛けられ、両委員が探した結果、所有権の移転を受ける者を紹介したところ、話し合いをされ、売買が成立したようです。また、この農地には、野菜、水稲を作られるとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様方のご審議、よろしくお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の17番について、説明をお願いいたします。

事務局) 17番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 17番について、担当委員さんからの意見ををお願いします。

吉良至誠委員) 12番の吉良です。12月4日に現地調査をしました。所有権の移転を受ける者は、現在、この農地を借りられており、所有権を移転する者から購入を持ち掛けられ売買が成立したとのこと。この農地には、にんにくを作られるとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様方のご審議、よろしくお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の19番について、説明をお願いいたします。

事務局) 19番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 19番について、担当委員さんからの意見ををお願いします。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。所有権を移転する者は、埼玉県に住んでおられ、高齢ですので、この農地を手放したいとのこと。所有権の移転を受ける者との売買が

成立したとのことです。所有権の移転を受ける者は、現在、この農地の周辺を耕作されており、大々的に農業をされております。何ら問題ないかと思われま。皆様方のご審議、よろしくお願ひします。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転 19 件のほか賃貸借権設定 12 件、農地中間管理事業による賃借権設定 7 件、使用賃借権設定 1 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思ひます。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思ひます。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長) ありがとうございます。挙手多数ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

会 長) 次に、議案第 6 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 長) 議案第 6 号／非農地証明願についてご説明させていただきます。

30 ページをご覧ください。

非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、「非農地証明書」を交付するものでございます。今回の案件は、4 件となっております。開けていただいて 31 ページをご覧ください。1 件目の「非農地証明願」です。願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、32 ページをご覧ください。

当該地は、農地法が適用されます以前から居宅が建っており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることはやむを得ないものと思われ、所有者の願出により非農地と証明するものです。

なお、11月28日に担当の松岡委員と本藤推進委員、事務局で現地調査を行なっております。

次に33ページをご覧ください。2件目の「非農地証明願」です。

願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、34ページをご覧ください。

こちらも当該地は、農地法が適用される以前から居宅が建っており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることはやむを得ないものと思われ、所有者の願出により非農地と証明するものです。

なお、12月7日に担当の丸山会長と坂本推進委員、事務局で現地調査を行なっております。

次に35ページをご覧ください。3件目の「非農地証明願」です。

願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、36ページをご覧ください。

当該地は、竹林化しており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることはやむを得ないものと思われ、所有者の願出により非農地と証明するものです。

なお、11月24日に担当の古庄委員と山内推進委員、事務局で現地調査を行なっております。

次に37ページをご覧ください。4件目の「非農地証明願」です。願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。

位置図につきましては、38ページをご覧ください。

当該地は、森林の様相を呈しており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることはやむを得ないものと思われ、所有者の願出により非農地と証明するものです。

なお、11月21日に担当の井藤委員と内田推進委員、事務局で現地調査を行なっております。以上、4件、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) 非農地証明願について、事務局からの説明が終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、交付することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 議案書の 39 ページをお開きください。報告案件は、「許可不要転用届について」「合意解約について」の 2 件となっております。

先ず、「許可不要転用届」でございます。2 件でございます。40 ページをご覧ください。1 件目です。県が行います道路改良事業及び急傾斜地崩壊対策事業に伴うものであります。詳細につきましては、41 ページに記載のとおりでございます。

次に 2 件目です。42 ページをお願いします。携帯電話の基地局設置に伴うものです。詳細につきましては、42 ページに記載のとおりでございます。

次に「合意解約」でございます。43 ページから 46 ページです。今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 8 件あっており、詳細につきましては、43 ページから 46 ページに記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和 4 年第 12 回 菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩